冷蔵倉庫用家屋に関するQ&A

Q 「冷蔵倉庫」とはどのようなものですか?

- A 「冷蔵倉庫」とは、非木造(鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造など)の「保管温度が摂氏10℃以下に保たれる倉庫」です。 なお、非木造の倉庫内に単に冷蔵庫を設置しているような場合につきましては、このたびの改正による変更はございませんのでご連絡は不要です。 ※冷蔵倉庫は、倉庫自体に冷蔵機能を備えた建物です。
 - ふ川成后件は、后件口件に川成城形で開えた注がしまる。
- Q 所有している倉庫は、「冷蔵倉庫」ではないのですが。
- **A** 今回の改正は、非木造の「冷蔵倉庫」についてのみですので、ご連絡は不要です。

Q 何を調査するのですか?

A 所有されている非木造の倉庫が、「保管温度が摂氏10℃以下に保たれる倉庫」であるかを確認します。該当する倉庫が複数の用途に使用されている場合には、「冷蔵倉庫」部分が主たる用途であるかどうか、床面積などの確認を行います。

Q 調査の際、必要な書類はありますか?

A 床面積の確認を行いますので、寸法の分かる平面図をご用意ください。また、保管温度を確認するため、冷蔵能力が分かる書類(冷蔵施設明細書や冷蔵装置の取扱説明書など)のご用意をお願いします。

Q いつから変更になるのですか?

A 次回の評価額の見直しの年である平成24年度課税分から変更になります。

所有されている倉庫について、担当課へご連絡をいただく 必要があるかどうか、以下のチャートでご確認ください。

非木造(鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造など)の倉庫を所有している。

はい

倉庫内は摂氏10°C以下に保つことが可能。

はい

倉庫そのものに冷蔵機能を備えている。
(倉庫内に単に冷蔵庫を設置しているものではない。)

はい

今回の改正による変更はございませんので、ご連絡は不要です。

現況調査をさせていただく必要がある可能性があります。
一度、税務課固定資産税係までご連絡ください。

◎お問い合わせ先伊奈町税務課固定資産税係TEL 048-721-2111(内線2153、2154)FAX 048-721-2137